

## 第22期 第22回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成28年7月26日(火曜日) 午後2時00分 ~ 午後2時50分				
開催場所	苫小牧市役所本庁舎3階 北会議室				
出席委員	今泉 宏治	及川 末男	亀谷 正司	野村 真理子	工藤 良一
	五十嵐 堅司	黒坂 章	矢農 誠	山内 幸子	佐久間 貴子
	谷口 隆昌	山本 まり子	丹羽 秀則	計 13 名	
欠席委員					
議事録署名委員	亀谷 正司	野村 真理子			

### 審議内容

#### 報告第1号 現況証明願いの専決処分について

番号	所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m <sup>2</sup> )	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
1	苫小牧市字錦岡 526番1 526番5の内 526番6 527番1の内 527番3の内 527番18 527番22の内 527番23 527番24の内 527番28 527番29の内 527番30の内 527番31の内 527番35の内	畑 畑 畑 原野 原野 原野 原野 原野 原野 原野 原野 原野 原野 原野	登録なし 登録なし 登録なし 登録なし 原野 登録なし 登録なし 登録なし 登録なし 登録なし 登録なし 登録なし 登録なし 登録なし	981 1,859 1,617 9,313 3,500 2,964 519 1,357 3,112 806 793 787 514 587 (28,709)	■■■■市字■■■ ■■■番地の■■■ (株)■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■  〔■■■■〕 外10名	砂利採取 申請の為	農地・採草 放牧地以外	及川末男 亀谷正司 黒坂 章 山本まり子
2	苫小牧市美原町 1丁目9-1	畑	畑	5,990	■■■■市■■■町 ■■丁目■■■番■ ■号 ■■■■■■■■■ ■■■ 〔■■■■〕	地目変更 の為	農地・採草 放牧地以外	及川末男 亀谷正司 野村真理子 黒坂 章 山本まり子

審議結果	原案承認
------	------

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(相続による権利の移動)

1 権利を取得した者の氏名	氏 名	住 所		
	■■ ■■■■	■■■■市■■■町■丁目■番■■■号		
2 届出に係る土地の所在等	所 在・地 番	地 目		面 積 (㎡)
		公 簿	現 況	
	美原町1丁目9-1 美原町1丁目16-2 ときわ町3丁目7-2	畑 畑 宅地	畑 畑 畑	5,990.00 3,245.00 1,274.98
3 権利を取得した日	平成27年7月24日			
4 権利を取得した理由	子、■■ ■■■ 死亡による相続により取得			
5 取得した権利の種類及び内容	所有権			
6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無	有 ・ (無)			

審議結果 原案承認

議案第1号 農地所有適格法人要件の確認について

農地所有適格法人名	確 認 要 件			
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件
有限会社 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	(適) ・ 否	(適) ・ 否	(適) ・ 否	(適) ・ 否
株式会社 ■■■■■■	(適) ・ 否	(適) ・ 否	(適) ・ 否	(適) ・ 否

※ 農地所有適格法人確認書は別紙 1

審議結果 原案可決

議案第2号 農用地等利用状況報告書について

農業経営基盤強化促進法施行細則第16条の2の規定による報告

利用権設定を受けた者の氏名等	■■■■(株) 代表取締役 ■■■■■■			
事業の概要	事業年度		農業従事者数	
	H27.4.1~H28.3.31		常勤 2人	
農用地等の面積 (第16条の2第1項2号)	権利設定		農用地等の面積(m <sup>2</sup> )	
	賃貸借		畑 29,241 ・ その他 2,280	
耕作の状況 (第16条の2第1項3号)	作物の種類	作付面積(m <sup>2</sup> )	生産量(kg)	反収(kg/10a)
	ハスカップ	1,000	0	0
	ブルーベリー	5,600	0	0
	ジュンベリー	2,200	80	0
	計	8,800	80	
周辺の農用地に及ぼしている影響 (第16条の2第1項4号)	なし			
地域農業との役割分担の状況 (第16条の2第1項5号)	なし			
業務執行役員の従事状況 (第16条の2第1項6号)	氏名	住所	役職	年間農業 従事日数
	■■■■	■■市■区■■■■ ■■丁目■■■-■■■ ■■■■■	取締役	150
添付資料 (第16条の2第2項)	なし			

(ハスカップ・ブルーベリーの生産量は苗の栽培のため数字として現れない)

※ 確認書は別紙 2

審議結果	原案可決
------	------



議案第4号 苫小牧市都市計画審議会委員の推薦について

職名	苫小牧市都市計画審議会委員
任期	平成28年9月1日から平成30年8月31日まで
推薦委員名	■■■■

審議結果	原案可決
------	------

その他

- (1) 平成28年度 農地パトロール(農地利用状況調査)について
- (2) 新たな「農業委員会憲章」について
- (3) 第23回農業委員会総会の開催について  
8月29日(月) 午後2時からの開催を予定。

## 農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: [REDACTED]

主たる事務所の所在地: [REDACTED]

記載年月日(総会承認日)		H26年 7月25日	H27年 7月29日	H28年 7月26日
報告受理日		H26年 7月 1日	H27年 6月29日	H28年 6月22日
経営面積 (ha)	田			2.91
	畑	400.56(苦257.14)	370.10(苦257.14)	366.53(苦238.22)
	採草放牧地			
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
事業 の 種類	農畜産物名	ブロッコリー、スイートコーン	ブロッコリー、スイートコーン	ブロッコリー、スイートコーン
	関連事業等名			
	その他事業名			
売上高 (円)	農 業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
	そ の 他 事 業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
構 成 員 数	総数	5人(66)	6人(66)	6人(66)
	農地提供者 ①			
	農業常時従事者 ②	4人(60)	6人(66)	6人(66)
	農作業委託者 ③			
	農地中間管理機構 ④			
	市町村・農業協同組合等 ⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)	( )	( )	( )
①～⑥以外の者 ⑦	( 1人(6) )			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数	4人	6人	6人
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧	4人	6人	6人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨	4人	6人	5人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無
	要件の適否	○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)				
備 考		役員数の変更は定款に て確認	役員数の変更は定款に て確認	



農業経営基盤強化促進法第20条の2第1項 確認表

第22期第22回農業委員会総会 議案第2号

借借人：■■■■■ ■■■■■■	貸貸人： ■■■■ ■■■	作成者： ■■ ■■	
法20条の2条項		判断理由	該当
第1項第1号 (地域との調和・影響)	・その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。	事実はない。	しない
第1項第2号 (継続的安定的農業経営)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。	労働力が確保され、果樹栽培として農地が耕作されている。	しない
第1項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。  ※常時従事 : 150日以上 農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	業務執行役員の内いずれもが常時従事している。	しない

## 農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第22期第22回農業委員会総会 議案第3号  
(利用権の設定：所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人： ■■■■■ ■■■■■■■■■■	譲渡(貸)人： ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	作成者： ■■ ■■■
法18条の条項	判断の理由	不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・譲受人は、農地所有適格法人である。	適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・譲受人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・譲受人は、農地所有適格法人であり、今後の営農計画書からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・譲受人は、※農地所有適格法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると見込まれる。	しない
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

## ※参考 農地所有適格法人要件(農地法第2条3項)

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人(株式会社)であり、株式の全部について譲渡制限を設けている。(定款)	適
事業要件	主たる事業が農業である。(定款)	適
構成員要件	構成員は、常時従事する個人2名である。	適
業務執行役員要件	役員1名のうち1名が構成員であり、常時農業に従事(年間150日以上)すると見込まれる。	適